

事務連絡
令和4年1月7日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に
関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等の終了後における工事及び業務の対応について」（令和3年9月30日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和4年1月7日に、3県（広島県、山口県及び沖縄県）を対象として、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示が行われたところです。

新型コロナウイルス感染症への対策について、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和4年1月7日変更））（以下「基本的対処方針」という。）においては、感染拡大防止の基本は、個々人が「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底することとされており、新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けて周知するとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践を促していくこととされています。また、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられているところであり、まん延防止等重点措置時も同様に事業の継続が求められるものです。

これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感

染拡大予防ガイドライン等の周知徹底を図るなど、適切なお対応を宜しく願います。

また、「三つの密」対策等の更なる徹底や、感染リスクが高い場면을回避する対策の実効性を高めるための環境づくり等について、別添1のとおり建設業者団体宛に送付しておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、これまでも、新型コロナウイルスの罹患等により現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から工期延長等の申し出があった場合で必要があると認められるときには、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更等、適切な措置を行うようお願いしてきたところですが、これらの措置については、引き続き、同様の取扱いをお願いいたします。また、これらの措置の実施に伴い、工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合には、必要となる予算の繰越手続についても、遺漏なきよう宜しく願います。

併せて、新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた、国土交通省直轄事業における対応について、別添2のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。

事務連絡
令和4年1月7日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏
まえた工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の終了後における工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の終了後における工事及び業務の対応について」（令和3年9月30日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和4年1月7日に、3県（広島県、山口県及び沖縄県）を対象として、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示が行われたところです。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和4年1月7日変更））では、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられているところであり、まん延防止等重点措置時も同様に事業の継続が求められるものです。また、感染拡大の防止の基本は、個人が「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底することとされており、さらに、新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けて周知するとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践等を促していくこととされているところです。

これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版））」等を参考に、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所での定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策を講じるなど、適切なお対応をお願いいたします。

なお、まん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

事務連絡
令和4年1月7日

大臣官房官庁営繕部	各課長殿
各地方整備局	総務部長殿
	企画部長殿
	営繕部長殿
	港湾空港部長殿
北海道開発局	事業振興部長殿
	営繕部長殿
各地方航空局	総務部長殿
	空港部長殿
	保安部長殿
国土技術政策総合研究所	総務部長殿
	管理調整部長殿
国土地理院	総務部長殿
	企画部長殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和4年1月7日に政府対策本部長より広島県、山口県、沖縄県の3県を新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とする公示が行われ、同年1月9日から重点措置区域においては、都道府県知事が指定する措置区域においてまん延防止等重点措置を実施することが決定された。

まん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月5日付け国会公契第1号、国官技第2号、国官総第1号、国営管第4号、国営計第9号、国港総第7号、国港技第2号、国空予管第7号、国空空技第2号、国空交企第2号、国北予第1号）により通知しているところであるが、重点措置区域において

都道府県知事が指定する措置区域の工事及び業務の対応について、引き続き同通知に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

なお、今後、重点措置区域が追加された場合や重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域が拡大された際には、当該区域においても同様に措置されたい。

また、今後、特定の区域が重点措置区域から除外された場合や重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域から除外された際には、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外された区域における工事及び業務の対応について」（令和3年5月12日付け事務連絡）に基づき措置されたい。

事務連絡
令和 3 年 5 月 12 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長 殿
	管 理 調 整 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外された区域における工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、これまで「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 5 月 7 日変更）において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）以外の都道府県における取組について「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（令和 3 年 3 月 18 日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ）を踏まえることとされているところであるが、令和 3 年 5 月 7 日に政府対策本部長より、同 5 月 12 日以降については、重点措置区域から宮城県を除外する変更等に関する公示が行われたことを踏まえ、重点措置区域から除外された区域において工事等を実施する際は、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事

態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」(令和3年3月22日付け事務連絡)に基づき、地域の感染防止対策の実施状況を踏まえながら、適宜、対応されたい。

なお、今後、その他の地域で重点措置区域から除外された際や重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域から除外された際には、当該地域においても同様に措置されたい。

国会公契第 1 号
国官技第 2 号
国官総第 1 号
国営管第 4 号
国営計第 9 号
国港総第 7 号
国港技第 2 号
国空予管第 7 号
国空空技第 2 号
国空交企第 2 号
国北予第 1 号
令和 3 年 4 月 5 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
	港 湾 空 港 部 長	殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長	殿
	管 理 調 整 部 長	殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年4月1日に政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の公示が行われ、同4月5日から関係都道府県知事が指定したまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）においてまん延防止等重点措置を実施することが決定された。また、令和3年4月1日に改正された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられているところであり、まん延防止等重点措置時も同様に事業の継続が求められることは言うまでもない。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和3年1月7日付け国会公契台29号、国官技第251号、国官総第151号、国営管第412号、国営計第118号、国港総第514号、国港技第65号、国空予管第580号、国空空技第282号、国空交企第206号、国北予第46号。以下「1月7日通達」という。別添）において、受発注者による協議や入札等の手続、感染拡大防止対策に係る設計変更等について取扱いを定めたところである。

工事等に関しては、対処方針では、重点措置区域における取組等として、関係都道府県知事が事業者に対して、職場への出勤等について「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向けた取組を働きかけるなど、緊急事態措置を実施すべき区域と同様の対応を行うこととされていると思料される。このため、重点措置区域における工事等の対応については、1月7日通達の緊急事態宣言が発出された対象地域における工事等の対応に基づき実施されたい。なお、重点措置区域外における工事等における対応については、引き続き1月7日通達の緊急事態宣言の対象地域外における工事等の対応に基づき実施されたい。

国会公契第29号
国官技第251号
国官総第151号
国営管第412号
国営計第118号
国港総第514号
国港技第65号
国空予管第580号
国空空技第282号
国空交企第206号
国北予第46号
令和3年1月7日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年1月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられている。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、

- ・ 新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号。以下「4月7日通達」という。別紙1）
- ・ 工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号。以下「4月20日通達」という。別紙2）

において、受発注者による協議や入札等の手続、感染拡大防止対策に係る設計変更等について取扱いを定めたところである。

今般、緊急事態宣言が発出された対象地域における工事等の対応については4月7日通達のⅠ1（この場合の受発注者による協議とは、受発注者間の日常のコミュニケーション等を含む。）、Ⅰ3及びⅡ並びに4月20日通達に基づき、また緊急事態宣言の対象地域外においては4月7日通達のⅠ2、Ⅰ3及びⅡ並びに4月20日通達に基づき、遺漏なきよう措置されたい。その際、4月7日通達のⅡ1中、「令和元年度」を「当該年度」に、「令和2年度」を「翌年度」に読み替えるとともに、必要に応じて、工事等の一時中止措置等に伴い工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合には、繰越し等の手続をとることとする。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う繰越しに当たっては、「令和2年度における繰越しについて」（令和2年11月5日付け財務省主計局司計課長事務連絡第4498号。別紙3）が発出されているため、参考にされたい。

また、感染拡大防止対策の徹底については、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」（「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について」（令和2年12月24日付け国不建第307号。別紙4）の別添1）及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページ^注において公表されている各業種のガイドラインも参考にされたい。

注）新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

<https://corona.go.jp/>

国 地 契 第 1 号
 国 官 技 第 6 号
 国 営 管 第 12 号
 国 営 計 第 1 号
 国 港 総 第 16 号
 国 港 技 第 3 号
 国 空 予 管 第 15 号
 国 空 空 技 第 5 号
 国 空 交 企 第 3 号
 国 北 予 第 1 号
 令 和 2 年 4 月 7 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長 殿
	管 理 調 整 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿

国土交通省

大 臣 官 房 地 方 課 長
 大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
 港 湾 局 総 務 課 長
 港 湾 局 技 術 企 画 課 長
 航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
 航 空 局 航 空 ネットワーク部空港技術課長
 航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
 北 海 道 局 予 算 課 長
 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
 工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された、新型コロナウイルス感染

症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられている。これらを踏まえ、今後の工事及び業務について、下記の通り取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置された。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月27日付け国地契第44号、国官技第357号、国営管第384号、国営計第120号、国港総第593号、国港技第83号、国空予管第807号、国空空技第520号、国空交企第371号、国北予第45号）、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（令和2年3月11日付け国地契第59号、国官技第387号、国営管第422号、国営計第134号、国港総第638号、国港技第88号、国空予管第855号、国空空技第553号、国空交企第399号、国北予第48号）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について」（令和2年3月19日付け国地契第67号、国官技第398号、国営管第446号、国営計第138号、国港総第680号、国港技第97号、国空予管第886号、国空空技第570号、国空交企第413号、国北予第50号）（以下「旧通知」という。）は廃止する。

記

I. 既契約の工事及び業務

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域内）

緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加される区域を含む。）における工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について受発注者による協議を行う。

この協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行う。なお、一時中止措置等行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、対象地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、適切に設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられており、少なくとも、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

なお、対象地域外における工事等であっても、工事等の従事者の多くが対象地域から通勤している場合には、上記に準じて対応するものとする。

2. 受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域外）

対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の

感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、1. に準じた措置を行う。

3. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底（共通）

対象地域の内外や緊急事態宣言の前後を問わず、工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の3つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。

II. 入札等手続中及び今後公告する工事及び業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事等の入札等の手続については、当分の間、以下の通りとする。

1. 入札等の手続について（共通）

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、企業・技術者の資格や実績、成績、表彰、継続教育（CPD）の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、入札等手続中及び今後公告する工事等については、旧通知や本通知I.、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、例えば以下の事項を検討するなど、適宜柔軟な対応を行うこととする。

- ・ 競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限を延長する。
- ・ 旧通知や本通知I. に基づいて一時中止措置等を行ったことにより完成しない工事等について、評価の対象とする。
- ・ 旧通知や本通知I. に基づいて測量・調査・設計等の業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が令和元年度から令和2年度に変更となった業務については、令和2年度の入札公告における手持ち業務とみなさない。

2. ヒアリングの実施について（共通）

今後公告する案件については、原則ヒアリングを実施しないこととする。また、既に公告済みの案件でヒアリングの実施を予定しているものについては、その必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合には、以下の対応を行うこととする。

- ・ 本人確認を確実に実施し、ヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話やWEBによるテレビ会議システムを活用する。
- ・ やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で参加するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染拡大防止の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

別添 2 : 参考資料

別紙 2

国官総第 12 号
 国地契第 5 号
 国官技第 19 号
 国营管第 49 号
 国营計第 9 号
 国港総第 62 号
 国港技第 9 号
 国空予管第 47 号
 国空空技第 13 号
 国空交企第 12 号
 国北予第 3 号
 令和 2 年 4 月 20 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
	港 湾 空 港 部 長	殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長	殿
	管 理 調 整 部 長	殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長	殿

国土交通省

大臣官房公共事業調査室長
 大臣官房地方課長
 大臣官房技術調査課長
 大臣官房官庁営繕部管理課長
 大臣官房官庁営繕部計画課長
 港湾局総務課長
 港湾局技術企画課長
 航空局予算・管財室長
 航空局航空ネットワーク部空港技術課長
 航空局交通管制部交通管制企画課長
 北海道局予算課長
 (公 印 省 略)

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号）（以下「4月7日通知」という。）のとおり通知しているところであるが、令和2年4月16日には、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことも踏まえ、工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）を継続する場合には、受発注者双方において感染拡大防止対策が適切に実施されるよう、別途通知を行うまでの間の取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本通知は、工事等の継続を、受注者の意に反して推奨する趣旨ではなく、受注者から一時中止等の希望がある場合には、4月7日通知に基づき、一時中止措置等を行うとともに、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応すること。

記

1. 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、4月7日通知に基づくこととし、具体的には、手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努めるほか、「3つの密を避けるための手引き（別紙1）」や「建設現場「3つの密」の回避等に向けた取組事例」（「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（令和2年4月17日付け国土建第7号。別紙2）の別添）等を参考にしつつ、引き続き、受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底すること。

このほか、具体的な対策事例については、受発注者を問わず、「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを広く周知するなど、SNSの活用等により、好事例の普及・展開を図ること。

2. 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注

者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費

- 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

< 現場管理費 >

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

- 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

- 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。疑義がある場合には、大臣官房公共事業調査室、大臣官房技術調査課建設システム管理企画室又は大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室へ照会されたい。

事務連絡第 4498 号
令和 2 年 11 月 5 日

各省各庁会計課長等 殿

財務省主計局司計課長

令和 2 年度における繰越しについて

新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う繰越しに当たっては、下記のとおり弾力的な対応を行っております。

については、令和 2 年度における新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う事故繰越手続きにつきましては、(別紙)によることといたしますので、よろしくお願い致します。

なお、繰越事務の手続きに当たっては、感染拡大防止等の観点から、資料の事前送付やヒアリングの省略等について、必要に応じて各財務局等と調整いただくとともに、本件について、貴管下職員及び繰越事務を委任している各自治体等に対し、周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

記

- 感染拡大防止の観点から積極的に事業・工事・納期の延期、開催の自粛等を行ったものを含め、繰越事由として広く取り扱うとともに、詳細な証明等を要しない。
- 延期後の事業完了時期等の設定が困難であっても翌年度に実施できるものとみなす。

以上

新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う
事故繰越の事務手続について

1. 対象事業（経費）

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から実施した対応（事業・工事・納期の延期、開催の自粛等を行ったもの）に伴い事故繰越を行う事業（経費）

2. 理由書

通常、事故繰越の申請に当たっては、その性質等に照らし、事業概要、事故繰越に至った経緯、今後の見通し、その他参考となる事項を理由書に記載しているところであるが、上記対象事業（経費）については、別添の様式（別紙1）により提出することとすることができることとする。

3. 理由書における事故事由

「新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴い、〇〇〇せざるを得ず、年度内に事業を完了することが困難となったため」等と記載する。

（注）事業（経費）の内容により適宜変更して差し支えないが、簡潔に要因を記載すること。

4. 審査表

審査表の提出は省略とする。

5. 財務局等の審査に必要な資料

通常、財務局等の審査に必要な資料として作成していた事業の概要、工程、位置図、契約、事故要因等に関する資料の提出は省略とする。

ただし、支出負担行為が確認できる資料（該当部分）を添付するものとする。

6. 財務局等ヒアリング

財務局等のヒアリングは原則として行わない。

7. その他

- (1) 各省各庁は、繰越手続に関する事務を委任している各自治体等に対して、事務手続が円滑に行われるよう必要な助言等を行うこと。
- (2) 申請に当たっては、法令の要件に変わりはないことに十分留意し、「支出負担行為後に生じた避け難い事故」の要件を確実に確認の上、繰越申請をすること。
- (3) 新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う事故繰越以外の事故繰越については、当該（別紙）に係る手続きについては適用されないことに留意する。

(参考)

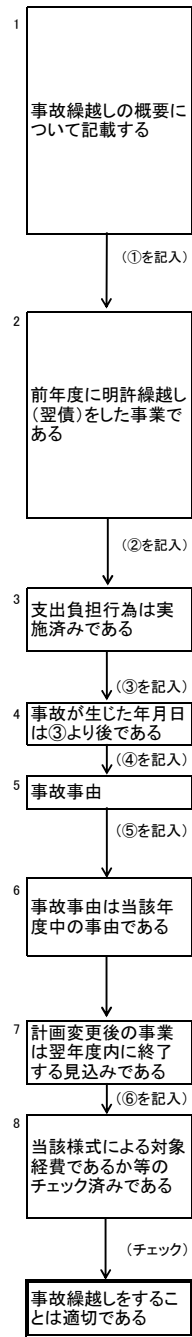
▶ 主な事故事由

(新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う事故事由)

- 補助事業者において〇〇が生じたことにより想定以上の期間を要し、事業計画を変更せざるを得ず、
- 〇月に関係協力機関と協議した結果、当該イベントの開催にあたって支障がない程度に感染症が収束していないことから、感染症防止に万全を期すため開催を来年度に延期せざるを得ず、
- 受託事業者における技術者確保が難航したことにより想定以上の期間を要し、納期を延期せざるを得ず、
- 海外現地調査に当たって、海外現地政府関係機関の許可に想定以上の期間を要したことにより、調査完了時期を延長せざるを得ず、

等

以下に沿って記入をお願いします。



事故繰越しを必要とする理由書

支出負担行為担当官

①事故繰越しの概要

所管・会計		組織・項	
「目」の名称		「目の細分」の名称	
事項名			
箇所名			
所在			
事業内容			
要繰越額		円	

②明許繰越し・翌債

明許(翌債)繰越しの承認番号及び承認年月日							
事項名							
箇所名							
繰越事由	計画に関する諸条件	設計に関する諸条件	気象の関係	用地の関係	補償処理の困難	資材の入手難	試験研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難
	内容		その他の場合は事由を記入				

明許(翌債)繰越し時の「箇所別調書及び理由書」を添付する場合は記入不要です。

③

支出負担行為年月日	年	月	日
支出負担行為済額		円	

④

事故発生年月日	年	月	日	(~)	年	月	日
---------	---	---	---	-------	---	---	---

⑤

事故事由	事由	
	箇所	

⑥

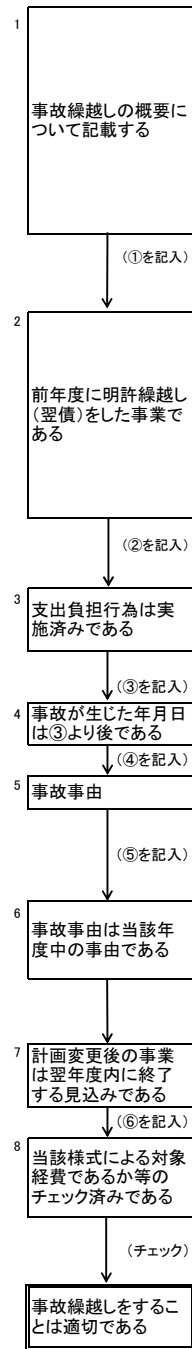
当初の事業計画	年	月	日	~	年	月	日
明許繰越し(翌債)後の事業計画	年	月	日	~	年	月	日
事故繰越し後の事業計画	年	月	日	~	年	月	日

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響による事故繰越であることから、令和2年〇月〇日付事務連絡第〇〇号に基づき、本様式により申請するものである。

・支出負担行為の実施が確認できる書類が添付されているか。

連絡先	
TEL	
担当	

以下に沿って記入をお願いします。



【記載例】事故繰越しを必要とする理由書

支出負担行為担当官 ○○局○○課会計課長

①事故繰越しの概要

所管・会計	○○省 一般会計	組織・項	○○本省 ○○事業費
「目」の名称	○○事業費	「目の細分」の名称	○○事業費
事項名	第○回○○会合開催業務		
箇所名	係○○		
所在			
事業内容	○○に関する研究の成果を○○政策に活かすことを目的として行われる「第○回○○会合」の開催を効率的に実施するため、運営支援業務について委託を行うもの。		
要繰越額	○○, ○○○, ○○○円		

②明許(翌償)繰越し

明許(翌償)繰越しの承認番号及び承認年月日							
事項名							
箇所名							
繰越事由	計画に関する諸条件	設計に関する諸条件	気象の関係	用地の関係	補償処理の困難	資材の入手難	試験研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難
	内容 その他の場合は事由を記入						

明許(翌償)繰越し時の「箇所別調書及び理由書」を添付する場合は記入不要です。

③

支出負担行為年月日	R2 年 5 月 1 日	補助事業は当初の支出負担行為年月日を、直轄事業は、最終的な支出負担行為年月日(変更契約日等)を記入して下さい。
支出負担行為済額	○○, ○○○, ○○○円	最終的な支出負担行為済額全額を記入して下さい。

④

事故発生年月日	R3 年 2 月 1 日 (~ 年 月 日)	事故の要因が複数日にわたる場合は、事故が生じた期間を記入して下さい。
---------	--------------------------	------------------------------------

⑤

事由	新型コロナウイルス感染症の影響により、2月に関係協力機関と協議した結果、当該会合の開催にあたって支障がない程度に感染症が収束していないことから、感染症防止に万全を期すため開催を来年度に延期せざるを得ず、年度内に事業を完了することが困難となったため。	「主な事故事由」を参考に支出負担行為後に発生した当該年度中の事故事由について具体的に記入して下さい。
箇所		事故が生じた箇所を記入して下さい。(事故が特定の箇所に係るものでない場合は記入不要です。) ※記載に代えて地図の添付も可

⑥

当初の事業計画	R2 年 5 月 1 日 ~ R3 年 3 月 31 日	明許(翌償)承認時の「事業完了予定年月日」を記入して下さい
明許繰越し(翌償)後の事業計画	年 月 日 ~ 年 月 日	
事故繰越し後の事業計画	R2 年 5 月 1 日 ~ R4 年 3 月 31 日	翌年度内に事業が終了見込となっているかを確認して下さい。

当該様式による申請の対象経費であることを確認の上、✓を入れてください。

- 本件は、新型コロナウイルス感染症の影響による事故繰越であることから、令和2年○月○日付事務連絡第○○号に基づき、本様式により申請するものである。
- 支出負担行為の実施が確認できる書類が添付されているか。

連絡先 ○○局○○課
TEL 012-345-6789
担当 財務 太郎

事務連絡
令和3年4月5日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置区域外における
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」（令和3年3月22日付け事務連絡。以下「3月22日事務連絡」という。別添）で通知したところであるが、令和3年4月1日に政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の公示が行われ、同4月5日から関係都道府県知事が指定したまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）においてまん延防止等重点措置を実施することが決定されたことを踏まえ、重点措置区域については、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点

措置を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和3年4月5日付け国会公契第1号、国官技第2号、国官総第1号、国営管第4号、国営計第9号、国港総第7号、国港技第2号、国空予管第7号、国空空技第2号、国空交企第2号、国北予第1号。)を通知したところである。

なお、令和3年4月1日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下、「対処方針」という。)において、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については、引き続き、段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることとされている。

そのため、重点措置区域外であって、令和3年1月7日以降に緊急事態宣言の対象地域となり、その後、解除された地域(以下「解除地域」という。)における工事等の実施に当たっては、引き続き3月22日事務連絡に基づき、地域の感染防止対策の実施状況を踏まえながら、適宜、対応されたい。

また、対処方針において社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととされていることから、重点措置区域又は解除地域以外の地域における工事等の実施に当たっても、基本的な感染対策の徹底等を図りながら、引き続き、3月22日事務連絡に基づき、適宜、対応されたい。

事務連絡
令和3年3月22日

大臣官房官庁営繕部	各課長殿
各地方整備局	総務部長殿
	企画部長殿
	営繕部長殿
	港湾空港部長殿
北海道開発局	事業振興部長殿
	営繕部長殿
各地方航空局	総務部長殿
	空港部長殿
	保安部長殿
国土技術政策総合研究所	総務部長殿
	管理調整部長殿
国土地理院	総務部長殿
	企画部長殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における 工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年3月21日に緊急事態宣言が全ての地域において解除された。令和3年3月18日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下、「基本的対処方針」という。）において、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることとされている。

そのため、今回宣言が解除された地域に加え、令和3年1月7日以降に緊急事態宣言の対象地域となり、その後、解除された地域における工事等の実施に当たっては、地域の感染防止対策の実施状況を踏まえながら、適宜、対応されたい。

また、その他の地域を含め、基本的対処方針において社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重傷者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととされていることから、基本的な感染対策の徹底等を図りながら、引き続き、工事等の対応について「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年1月7日付け国会公契第29号、国官技第251号、国官総第151号、国営管第412号、国営計第118号、国港総第514号、国港技第65号、国空予管第580号、国空空技第282号、国空交企第206号、国北予第46号。）に基づき、適宜、対応されたい。